

## あとがき

本書は、2008年12月に、熊本大学大学院に提出予定の「介護保険の法的研究—要介護者・被保険者の権利保障の観点から」と題する博士論文を大幅に修正したものである。もともとは、雑誌『賃金と社会保障』に、「介護保険法と社会保障の権利」と題して、2001年7月～2004年6月にかけて3年間にわたり連載した10本の論文がベースとなっている。しかし、本書でも検討したとおり、2005年に成立し、2006年4月から本格施行された改正介護保険法は、新予防給付の導入など、従来の介護保険法の内容を大きく変容させるものであり、そうした改正介護保険法の内容をふまえて、各論文には大幅な加筆・修正を加え、本書は、ほとんど書き下ろしに近いものとなった。

その結果というべきか、本書は予定をはるかに上回る分量となり、全文を書き上げたあとに、序章、第1・7章については、重複部分を中心に大幅な削除を加えた。それでも、全体で450頁を超える量となり、法律文化社の編集担当の田麿純子さんと、そのあとを引き継いでいただいた舟木和久さんには、多大なお手数と、ご迷惑をおかけした。ここにお礼を申し上げたい。

本書でも指摘したが、介護保険をモデルとした社会保障改革は、福祉制度改革にとどまらず、医療保険制度にもおよんでいる（第9章5参照）。とくに、2008年4月からはじまった後期高齢者医療制度は、新しい保険証の未到着や再交付、保険料の誤徴収や算定ミスなどが相次ぎ、各市町村や実施主体となる都道府県の広域連合には、高齢者からの問い合わせや抗議が殺到し、大きな混乱にみまわれた。テレビや新聞も、はじめて年金から後期高齢者医療保険料の天引きが行われた4月15日を中心に、連日、後期高齢者医療制度の混乱ぶりを報道した。

4月20日には、山形市の民家で、無職の男性が母親と無理心中する事件が起きたが、男性は、その直前に地区の民生委員に、後期高齢者医療制度がはじまり「母親の年金から保険料が天引きになって生活が大変だ」と悩みを打ち明け

ていたという。後期高齢者医療制度による最初の犠牲者といっていかもしれない。

「姥捨て山」制度、江戸時代の「生類憐れみの令」に匹敵する悪法と呼ばれるなど、後期高齢者医療制度の評判は、「後期高齢者」という差別的表現とともに最悪で、そのうち「末期高齢者医療制度」ができるのではないかと揶揄した高齢者もいる。あまりの評判の悪さに、厚生労働省は、制度がスタートした4月1日に、外添要一厚生労働大臣の発案で、制度の名称を「長寿医療制度」に変えたが、焼け石に水であった。

後期高齢者医療制度は、介護保険制度をモデルに、高齢者医療費を抑制するために導入されたもので、75歳以上の高齢者すべてに保険料負担を課し、高齢者医療費の増大が保険料の引き上げに直結する仕組みをつくり、保険料の引き上げか、医療費の抑制か、という過酷な選択を高齢者に迫る制度といえる。

後期高齢者医療の保険料は、全く収入がなくても、無年金であっても賦課され、応益部分があるため低所得の人の負担が重い。そのうえ、介護保険料と同様、月額1万5000円以上の年金受給者は、年金から天引きで徴収される（特別徴収）。平均的な厚生年金受給者の場合で、介護保険料とあわせると月額1万円を超える保険料が年金から天引きされているが、これは実質的な年金給付の削減である。生活必需品を中心に物価の値上がりが続くなか、とくに月額4～5万円の国民年金だけで生活している高齢者の生活は窮地にたたされている。実際に、食事回数や通院回数を減らす高齢者もでてきている。高齢者の医療を保障するはずの制度が、その医療を制約している。

かくして、高齢者の怒りが噴出し、同制度の問題は政治的争点にまで発展、4月27日の山口2区の衆議院補欠選挙、6月8日の沖縄県議会選挙において自民・公明両党（与党）の敗北につながった。また、5月23日には、民主・共産・社民・国民新党の4野党が共同で、後期高齢者医療制度廃止法案を参議院に提出し、6月6日に、野党が多数を占める参議院で可決された。制度実施後に廃止法案が提出され、参議院でとはいえ可決されたことは異例のことである。

ようやくマスコミなどでも、医療費抑制策の弊害、介護の人材不足をはじめとする介護保険崩壊の事実、ワーキングプアや貧困の問題などが取り上げられ

るようになり、社会保障の拡充を求める運動も広がりを見せつつある。障害者自立支援法による応益負担導入への反対運動で培われた障害者運動の蓄積もある。さらに後期高齢者医療制度に対する高齢者の不満や怒りを点から線に、そして面に拡大していければ、近く行われる衆議院選挙では、政権交代など、政治的な変動が起きうるかもしれない。そうなれば、後期高齢者医療制度にとどまらず、そのモデルとなり、まさに本書で指摘したような崩壊の危機にある介護保険制度にも何らかの修正が加えられることとなろう。危機のなかから、ほのかであるが希望の芽がみえはじめている。そうした希望の芽を広げるためにも、私自身も、微力ではあるが、高齢者や障害者の権利保障という観点から、介護に代わる、介護保障の仕組みを構想していく研究を今後も続けていきたいと考えている。

本書の成立にあたっては、様々な形で多くの方々の助言や援助をいただいた。いちいち個別に名前を上げることはできないが、研究会や講演会その他の場で、貴重な時間をさいて、お話を聞かせてくださった高齢者や障害者、その家族の方々、現場の医師、看護師、保健師、社会福祉士、施設職員、ホームヘルパーや介護支援専門員の方々に、この場をかりて感謝申し上げたい。そして、何より、前述した法律文化社編集部のお二人にはひとかたならぬお世話になった。改めてお礼を申し上げたい。

2008年8月

伊藤 周平